

令和7年2月定例会 自然再生・循環社会対策特別委員会の概要

日時 令和7年3月10日（月） 開会 午前10時 3分
閉会 午前11時29分

場所 第5委員会室

出席委員 浅井明委員長
飯塚俊彦副委員長
森伊久磨委員、保谷武委員、杉田茂実委員、逢澤圭一郎委員、
荒木裕介委員、小谷野五雄委員、小森克己委員、細川威委員、
蒲生徳明委員、平松大佑委員、江原くみ子委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部]
石井貴司環境部長、横内ゆり環境未来局長、竹内康樹環境部副部長、
鈴木健一環境政策課長、山井毅温暖化対策課長、
浪江美穂エネルギー環境課長、小ノ澤忠義大気環境課長、
堀口郁子水環境課長、宮原正行産業廃棄物指導課長、
尾崎範子資源循環推進課長、高橋和宏みどり自然課長、
酒井辰夫環境科学国際センター長

[農林部]
高橋正浩農業支援課長、鈴木英雄森づくり課長

[保健医療部]
植竹淳二健康長寿課長

[産業労働部]
岡野秀以産業労働政策課副課長

[県土整備部]
中須賀淳参事兼河川砂防課長

[都市整備部]
山田暁子住宅課長

会議に付した事件

脱炭素社会の実現に向けた取組と自然環境の保全・再生について

森委員

脱炭素社会の実現についてお伺いしたいと思うのだが、県の温室効果ガスの排出量の状況を見ると、今までにこの10年、目標は2030年までということで、今まで10年間で20%の削減ができた。残り7年でそれ以上、今まで10年かけて20%削減した以上、更に26%の削減を、残り7年でしなければいけないということになっている。この表を見ると、これはなかなか厳しい数値目標であり、加速度的にこれに取り組んでいかなければならないと思うのだが、そのような中で、市町村を含めた県の公共施設への太陽光パネルの設置取組状況と、その考えを聞きたいと思うのだが、環境省が令和5年3月に、「公共施設への再エネ導入第一歩を踏み出す自治体の皆様へ」ということで、手引を発表しているが、その中で公共施設が今後、太陽光発電設備を導入するに当たっての三つの方法論を紹介している。一つ目はPPAである。電力購入契約、これは事業者が設置して、それを運営してもらうと。二つ目はリース契約、三つ目は屋根貸し、ということでこの3種類の方法を出しているが、先日この委員会で、ペロブスカイトを研究する東芝に視察に行き、ペロブスカイトというのは、最先端の太陽光パネルであるが、くるくる丸められたり、ただこれ実用化までに3年以上かかるのではないかと説明であった。そうすると、2030年の目標年度にこれが導入、これが実用化されるのを待つのであると、まだまだ全然足りなくなってしまうと、時間が間に合わないということになる。皆さん御存じだろうか。ちょっと、これがフレキシブルソーラーパネル、実際これがソーラーパネルであるのだが、今までは架台が必要であったりとか、かなり重くて、これは最小単位が畳一畳で、従来の太陽光パネルだと25キロ必要の重さであるが、これも5キロで壁面にも貼れるそうである。つまり、これ自体が太陽光パネルということ。これはかなり日光市とか他自治体でも今、実際に公共施設に導入されているものだが、こういうものも含めて、今、県有の公共施設、この目標を達成するために、県有の公共施設への取組の状況とその考えというのをお聞かせ願いたい。この3手法も含めて、お聞かせ願う。

エネルギー環境課長

まず、県であるが、県有施設に対して、太陽光発電施設の導入ということで、来年度予算に計上し、順次進めていく予定である。こちらについては、委員のお話にもあった三つの方法の中からの一つ目のPPAで導入していこうと考えている。また、委員の視察の中で新しい技術のお話があった、ペロブスカイトをはじめとした新しい技術というのは日進月歩であるので、こういったものが県の施設の中にも取り入れられるように、事業者の仕様書の中にこういったものが取り入れられるように、導入後においても、新しい技術の開発が進んだ段階で、そういったものが導入できるように要求水準書というか仕様書の中に込めていきたいと考えている。また、市町村の取組の状況であるが、数値的なものは手元にないのだが、リースや、それから屋根貸し、学校の屋根貸しにおいて民間に屋根貸しをしているであるとか、あるいは公共施設のリースにおいて太陽光発電をしているというようなことも出ている。また、来年度において県内の市町村においても、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの中でPPAで取り組んでいくという市町村も出てきていることから、国のガイドラインの手引についても、しっかりと共有しながら進めていきたいと考えている。

森委員

別に、これを宣伝するために来たわけではないのだが、鉛とかイリジウムという有害物が含まれていないということなので、廃棄にもすごく適しているということなので、こういうのも、ちょっと検討していただければと思う。(意見)

細川委員

- 1 資料の1ページ目の県の温室効果ガス排出量の状況ということで、下の方に折れ線グラフが幾つかあるが、その中の運輸とか業務、家庭、産業については基準年比から大幅に削減されていると思うのだが、この一番下のメタン、フロン等が基準年比よりも約3割ほど増加しているかと思う。これについて増加の理由や要因についてお聞かせ願う。
- 2 また、代替フロンというものがあると思うが、このフロン等には代替フロンも含まれているのかお聞かせ願う。

大気環境課長

- 1 メタン、フロン類が基準年度で増加しているということだが、その理由についてであるが、冷凍空調機器の冷媒として広く使われていたオゾン層破壊物質であるハイドロクロロフルオロカーボンの代替として、急速に利用が進んだこのハイドロフルオロカーボン、HFCの排出量が増加したことが主な原因と考えている。なお、このハイドロフルオロカーボンは一般的には代替フロン又はHFCと呼ばれており、地球温暖化係数が大きい物質となっている。
- 2 前年度比で減少した理由については、環境科学国際センターの分析では、メタンについては、水田の耕作面積などの減少に伴って減少したことに加え、代替フロンについては、排出量がオゾン層保護法に基づく生産量、消費量の規制、またフロン排出抑制法に基づく低地球温暖化係数の冷媒への転換促進、それから機器使用時、廃棄時の排出対策などにより減少したものと考えている。したがって2番目の質問は、HFCもこの中で代替フロンとして計算の中に入っているということになる。

細川委員

昨年、令和6年の4月に、代替フロンの排出削減対策の徹底についてということで埼玉県から発表があったかと思う。先ほどおっしゃったようにフロンについては、いわゆるフロン排出抑制法などで適正に処理されることが義務化されている。一方で、この代替フロンについては、県の環境モニタリング調査などで濃度が上昇しているということで、代替フロンが漏れいしていることが推測される中で、この削減に向けた今の取組や県の方針についてお聞かせ願う。

大気環境課長

代替フロンの削減に向けた県の取組だが、国の集計では代替フロンの排出量のうち約7割が業務用の冷凍空調機器に由来するものであるということになっている。また、フロン排出抑制法に基づく、業務用冷凍空調機からの漏れい量のうち約9割がスーパーマーケットなどの小売業、食品製造業であることを踏まえ、県では代替フロンの排出抑制に向けて、この2業種に対して重点的に取組を推進しているところである。具体的には、この2業種を中心とした事業所に専門家を派遣し、機器の適正管理に関する技術的助言を行う事業を平成30年度から実施している。令和5年度までに、県内約1,200事業所を訪問し、約半数の事業所に対して点検の実施や記録簿作成などの機器管理に関する助言を行ってき

た。そのほか、機器の管理者や解体事業者に対する立入検査、それから講習会の実施など、代替フロンの排出抑制に向けた指導や啓発を行っている。これら事業による排出削減を積算するのは少々難しいのだが、これまで実施した専門家派遣事業での機器の管理状況が適切でなかった事業所に対するフォローアップを進めるなど、より取組の効果を高めるため、あらゆる機会を活用し、代替フロンの排出抑制に向けた普及啓発に努めるなど、排出量の削減に取り組んでいく。

保谷委員

- 1 温室効果ガス排出削減への民間企業における取組について、米国の政権交代によって米国で商いを行っている日本企業が脱炭素に取り組む業界内の国際的な枠組みから離脱する動きが見られ始めている。本県内でも傘下の銀行や証券が事業活動を行っている某大手金融グループがネットゼロバンキングアライアンスという国際的な業界内の脱炭素に取り組む枠組みを離脱した。この動きをどう捉えれば良いのか、個人的には戸惑っているところだが、県としてはどのように評価しているのか、同様の動きが続くと本県の脱炭素の取組にとって脅威ではないのか、この点の認識をお聞かせいただきたい。また、県内企業への影響というのが今の時点ではどうであるのか、お伺いする。
- 2 部門別温室効果ガスの排出量について、あらゆる部門で削減が進んでいる様子はよく分かるが、近年世界的にAIの進展と普及によってサーバー資源への需要が増加していて、データセンターの新設、増設等、これらによる電力使用が増えていると言われる。脱炭素の実現に向けてネガティブなインパクトが生じていると考えられるわけだが、県内における状況はどうであるのか、お聞かせ願う。また、データセンターというのはそもそも企業秘密の要素が強く、上場企業といえども情報公開していないことが多いので実態が分かりにくいのが、県内のデータセンターの設置、稼働状況と、近い将来の建設予定は把握できているのかどうか、お聞かせ願う。また、今後ますますこの分野からの県内における電力量、温室効果ガス排出量が増えるのかどうか、将来予測についてもお伺いする。
- 3 特定鳥獣対策について、イノシシについては生息頭数をコントロールできているが、ニホンジカについては第1次、第2次の第二種特定鳥獣管理計画、それぞれ共に目標を達成できていなかったのではないかと考えるのだが、どのように第1次、第2次の結果を評価するのか、お聞かせ願う。また、今次、第3次においてもいまだに目標生息頭数と実个体数に大幅な乖離があるが、今の状況で、当初の目標、目標生息頭数4,500頭を達成できるのかどうか、見込みをお聞かせ願う。
- 4 ツキノワグマについては第二種特定鳥獣管理計画を作らないのかどうか、お考えをお聞かせ願う。イノシシやニホンジカのように農林業の直接的な被害は生じていないが、別の種類の間接的被害、例えば、ツキノワグマとの接触を恐れて人がハイキングなどレジャー目的や釣り、山菜採りで山に入らなくなり、山が荒廃する、その結果として、イノシシやニホンジカの生息域が拡大するなどが生じていると言えるのではないかと考えるのだが、認識はどのようなものであるか、お伺いする。
- 5 第13次埼玉県鳥獣保護管理事業計画において、ツキノワグマについては適宜、生息範囲と生息数を調査することが定められているが、直近ではいつ調査したのか、その結果はどうであったのか、お伺いする。

温暖化対策課長

- 1 アメリカで事業活動を行う企業が脱炭素の取組から離脱する動きが見られるという件

について、報道等で最近新聞等にも出ているので承知しているところであるが、報道等によると、こうした枠組みから脱退する、先ほどおっしゃった金融機関については、企業としての脱炭素の取組は継続していくと、この枠組みからは脱するが企業としての取組は継続していくというふうに聞いている。現段階ではこうした民間企業の動きについては、この脱炭素の取組は継続していくというふうに考えており、今後の状況については、県内企業にどのような影響があるかということについては、現時点では申し上げることは困難である。

- 2 データセンターについて、こちらは委員指摘のとおり、セキュリティ上の観点から所在地等が非公開のケースが多くなっており、実態の把握が難しく、県内での稼働状況や増加傾向については把握できていないという状況である。一方、今後の状況についてであるが、国のエネルギー基本計画、新しいエネルギー基本計画では、AIの活用等でデータセンター等による電力需要が増加するという予測がされているので、県内においても同様の傾向が起こる可能性はあると考えている。一方で、国においては、新設するデータセンターに対する新たな省エネ基準を設定するなどの取組や、データセンターと発電設備を近くに立地させるといった取組も公表されているところである。そうしたデータセンターに関する動向については引き続き、注視していく。

みどり自然課長

- 3 第1次、第2次の特定鳥獣管理計画において、ニホンジカについては、なかなか生息数がコントロールされていないので、どのように評価しているのかといった御質問であったかと思うが、第1次計画では、年間の捕獲頭数を計画前の1,500頭から3,000頭以上に増やし、県による管理捕獲を開始するなど、捕獲の圧力を高めた結果、これまでの個体数の増加スピードを抑えることができた。減少までは転じなかったが、増加スピードを抑えることができたという効果が出ている。その後、引き続いて平成29年から開始した第2次計画においても、引き続き捕獲圧力を高め、捕獲数は令和元年度からは4,000頭を超え、令和3年度には5,000頭を超える捕獲実績となった。こうした結果、平成30年度まで増加し続けていたニホンジカの推定生息数は、令和元年度から減少に転じ、第2次計画の最終年度である令和3年度には11,750頭となった。ピーク時の平成30年度からは2,614頭減少しており、生息数を減少させるという点においては、一定の成果があったものと評価している。また、第3次計画では当初の目標を達成できるのかという御質問であるが、ニホンジカについては、今説明したとおり、捕獲圧の強化により、ピークの平成30年度以降生息数の減少が続いている。このまま計画に定める年間捕獲頭数4,000頭以上を今後も継続できれば、令和8年度末までの目標生息数の達成は可能であると見込んでいる。ただ一方で、今後生息頭数が少なくなってくると、1頭捕獲するのに必要な努力量や困難度が上がってくるので、より捕獲効率を高める工夫が必要になってくると考えている。
- 4 ツキノワグマについても、第二種特定鳥獣管理計画を策定する考えについての御質問だったかと思うが、第二種特定鳥獣管理計画については、生息数が著しく増加し、生息範囲が拡大することで、生態系や農林水産業などへの影響が懸念される鳥獣を管理するために、都道府県が策定すると鳥獣保護管理法で規定されている。本県におけるツキノワグマは埼玉県レッドリスト上では準絶滅危惧種の位置付けであり、令和2年度に行った生息状況調査においては、県内の推定生息数は150頭から176頭と、それ以前の調査と比較しても生息数等の増加は見られていない。こうした状況を踏まえ、本県では、これまでツキノワグマについては第二種特定鳥獣管理計画を策定してきていない。ただ、

ここ数年の状況を見ると、ツキノワグマについても様々な検討が必要な状況になりつつあると認識している。また、ツキノワグマを恐れて人が山に入らなくなり、山が荒廃するなどの影響が出ているのではないかと御質問であるが、ツキノワグマが生息する地域を含む県内の国立公園及び自然公園の利用者数を見る限りでは、近年大きく減少しているという状況ではない。そのため、ツキノワグマを恐れて人々がレジャー目的で山に入るのを避けているという状況は見られないと考えている。むしろ、クマが人里に降りてきているという状況が出てきているため、現在の登山ブームで人が山に多く入るということもあり、県では安心安全に登山等を楽しんでいただくため、登山者向けにクマよけの鈴や笛の携帯、クマ注意のチラシの配布などで注意喚起を図っている。

- 5 クマの生息状況調査について直近の状況はどうかという御質問だが、直近の調査は令和2年度にツキノワグマの生息調査を実施した。結果については、4年前の調査から減少し150頭から176頭、生息区域については秩父市、秩父郡、飯能市旧名栗村エリアの各都県境を中心に627平方メートルと推定された。

保谷委員

- 1 温室効果ガス排出削減への民間企業における取組について、先ほど取り上げた某企業の例に関していうと、この企業はネットゼロバンキングアライアンスという団体を脱退するものの、温室効果ガス排出削減の取組をやめるわけではないと表明しているという説明だった。しかし、世間的には市場としても消費者としても、やはり後ろ向きになっているのではないかと解釈せざるを得ないような状況ではないかと思う。これは大きな流れとしては、あまり好ましくないのではないかと個人的には思うので、県としてはこれらの取組について対策を取ったり、あるいは何らかのメッセージを発信するべきではないかという考えも出てくるのではないかと思うが、そのような動きをする予定はないのかどうか、お聞かせ願う。
- 2 特定鳥獣対策について、ニホンジカの駆除については順調に推移していて、生息頭数は減少しているということだが、今のペースだと減少はしているものの、目標である生息頭数4,500頭には達成しないのではないかと受け止めたが、その点の認識についてはどうであるのか、お聞かせ願う。また「捕獲圧の強化」という表現を先ほど答弁の中で頂いたが、具体的にどうやってその捕獲の作業を行っているのか、これに対して実際に県庁組織が捕獲作業を行っているわけではなく猟友会等をお願いしていると思うが、どのような形でインセンティブを付与して依頼しているのか、具体的なやり方についてお聞かせ願う。

温暖化対策課長

- 1 民間企業の取組について何か対策を取ったりメッセージを発する予定はないかということであるが、こうした個別の企業が個別の考え方の中で動いていることについて、県が何か申し上げるのはなかなか難しいと思う。一方で、脱炭素社会の実現、CO₂削減等は非常に重要な課題であり、これは世界共通の課題という認識である。その点については、広くこうした場なども含めて周知普及することにより、こうした取組が、一時的にこういうことが起きることもあるが、脱炭素の取組が必要であること、どんどん取り組んでいく必要があるということについては、引き続き周知徹底していきたいと考える。

みどり自然課長

- 2 今直近で示した生息数が10,000頭を超えていて、目標が4,500頭であるの

で、このまま達成できるのかということだが、生息数調査については、専門家に調査と分析を委託している。年間3,000頭を捕獲した場合、4,000頭を捕獲した場合、5,000頭を捕獲した場合などのシミュレーションを行っており、5,000頭を捕獲すると目標を大幅に下回り、絶滅とまではいかないが、ニホンジカの数がかなり減ってしまう。一方、3,000頭では逆に増えるというデータが出ており、4,000頭を捕獲し続けると目標数の4,500頭に達するというシミュレーション結果がある。ただし、捕獲する頭数が減るほど捕獲は難しくなるため、4,000頭の捕獲は困難になるが、4,000頭の捕獲が達成できれば目標数に達するシミュレーションということで説明させていただいた。次に、捕獲圧の強化に関する具体的な対策、取組についてだが、委員御質問のとおり県庁で直接捕獲を行っているわけではない。ニホンジカの捕獲は、市町村による有害鳥獣捕獲や狩猟者が行う、いわゆる狩猟による捕獲に限られる。それに加えて県は、市町村の有害鳥獣捕獲や狩猟で補えない部分を管理捕獲として特別に行っている。例えば、市町村は基本的に被害があった地域で捕獲を行っているが、捕獲が難しい森林の高標高地、あるいは市町村をまたぐ地域、あるいは都県境などについては、市町村の有害鳥獣捕獲が手に及んでいないため県が主体となって独自の捕獲を行っており、そうした取組を強化している。実際には、シカの捕獲の60%以上は市町村による有害鳥獣捕獲であり、その担い手は猟友会が主体となっている。猟友会に対する捕獲支援や、市町村に対する捕獲1頭当たりの個体分析調査支援として3,500円の支援を行っている。これにより市町村を支援し、猟友会や市町村と協力して捕獲活動を進めている。

先ほどの答弁で単位を間違えていたので、ここで訂正させていただく。前回のツキノワグマの生息状況調査の面積を627平方メートルと述べたが、正確には627平方キロメートルである。訂正をお願いする。

平松委員

- 1 資料の2ページの「カーボンニュートラルSAITAMAネットワーク」について、ここで新たに温暖化対策計画を7市町が本年度策定するという話であるが、県内63市町村の全体の状況はどうか。
- 2 生物多様性の保全について、希少野生動植物の保全についてであるが、先ほどムサシトミヨとムジナモの事例を出していただいた。大変重要な取組だと思うが、こういった取組の事例数がどのくらいあるのか。また、ムジナモの保全だけでなく、育つ環境の生態系を復活させることが大切だという学びがあったという話があったが、他の事例でもフィードバックを頂くことで県の施策に生かせる部分があると思う。他の事例においても、きちんと取り組んでいる方々からフィードバックを頂けるような仕組みができているのか、その点についてお聞きしたい。

温暖化対策課長

- 1 今年度の見込みが7市町村であり、昨年度末までに策定済みの市町村が43である。

みどり自然課長

- 2 こうした事例について、ほかにはどれくらいなのかということだが、希少野生動植物の保全については、熊谷市のムサシトミヨ、熊谷市のムジナモ以外にも、例えば、さいたま市におけるサクラソウや鴻巣市におけるコウノトリなど、各市町村各地域において取組が進められている。現在県で把握している希少野生動植物の保全の取組件数は、新

座市のカタクリなどを含めて、31件把握している。次に、こうしたほかの事例においても県でフィードバックをもらうような仕組みはあるのかということだが、ムサシトミヨやシラコバトなどについては県も主体となって市町村と連携して保護活動に取り組んでいる。その他の種については、市町村や環境保護団体が活動の主体となっており、例えば、開発があった場合の対応方法などの個別の質問や相談があった場合、必要に応じて技術的な支援を行っている。具体的に各団体や市町村からの支援要望や意見は頂いていないが、仕組みとして意見を拾い上げる仕組みは特設していない。しかし、県のみどり自然課や環境科学国際センターに設置している生物多様性センターが、情報の収集や地域団体の支援の役割を担っているため、これを通じて各地の情報収集や支援に取り組んでいきたいと考えている。熊谷市のムジナモと言ってしまったが、正しくは羽生市のムジナモである。訂正させていただく。

平松委員

資料の2ページ目の温暖化対策計画について、43市町で策定済みで、今回プラス7で計50市町が令和6年度末には策定する予定とのことだが、この取組は県としてもかなり力を入れてやっていかなければ達成が難しいのではないかなと思う。まだ残り13市町が策定されていないが、今その残りの13市町も全て策定する方向なのか、それとも見通しが付かない状況なのか、その点はどのような状況か。

温暖化対策課長

今後の見通しについてであるが、基本的には全ての市町村に策定していただきたいということで支援をしている。そのうち、既に策定予定である市町村もあれば、未定である市町村もある状況である。

平松委員

その辺は数として、例えば、ここが予定があるとか、ここは全然予定していないとか、具体的に把握していないのか。まず、その点を確認させていただきたい。

温暖化対策課長

毎年、状況についてアンケート調査を行っており、その中で現在未定であるとか、現時点では予定がないといったことは把握している。現在未定若しくは予定なしの自治体が8自治体ある。

平松委員

- 1 様々な理由で、その8自治体が進んでいないのだと思うが、よくあるのが自治体の規模が小さくてマンパワーが足りない、あるいは予算的に割けないという話があると思う。今回のこのネットワークの支援ではワークショップを開催したり、専門家と連携したりしているが、残りの8自治体もこのやり方で進められるのか、それとも更に取り組まなければならないのか、その点を教えてほしい。
- 2 また、63市町村の温暖化対策の取組と埼玉県が策定している計画は、63市町村の総和が埼玉県の温暖化対策実行計画の数字になると思うが、県の計画と市町村の計画の整合性はどのように取っているのか、あるいは取っていないのか、その点を最後に確認させてほしい。

温暖化対策課長

- 1 市町村支援の方向性について、特に未策定の市町村については委員指摘のとおり、少ない人数で環境課が運営されているため計画づくりが難しい、あるいは対策や取組は行っているが計画づくりまで至らないという状況も聞いている。そうした市町村に対して支援するために、昨年度、令和5年度からこの取組を開始している。例えば、排出量については県で推計をしているが、そのデータを基に計画づくりを支援するなど、基礎的なところからサポートを行っている。また、環境基本計画や市の総合計画と合わせて包含する形で計画を作ることも環境省は進めており、そのような方法も提示している。今後については、更に踏み込んだ支援が必要であれば、個別支援や計画の具体的な作り方を示すなど、もう一歩進んだ支援を行うことも検討している。
- 2 県と市町村の計画の整合性について、県の計画は県全体で46%削減を目指すものであり、当然市の計画というのは整合させていただきたいと考えている。一方で、計画策定が古く、まだ目標が46%になっていない自治体もあるため、そのような自治体には支援制度を通じて支援し、最終的には全ての市町村が国や県と同じ目標に向かって努力していく形を作りたいと考えている。

委員長

暫時休憩する。再開は11時15分とする。

(11:05)

(休 憩)

委員長

委員会を再開する。

(11:13)

何か発言はあるか。

杉田委員

希少野生動植物の保全について、自然環境の保全再生の代表格である、熊谷市のみに生息するムサシトミヨについて伺います。

- 1 まず、現状の個体数とその推移について伺いたい。それから個体数を守る具体的な施策についても伺いたい。
- 2 そして、ムサシトミヨは県の魚であり、同時に熊谷市の魚でもあるわけだが、県と市の役割と今後の連携についても伺いたい。

みどり自然課長

- 1 まず、ムサシトミヨの生息個体数とその推移について、ムサシトミヨ保全推進協議会が主体となり、おおむね5年に1度の頻度で生息個体数調査を実施している。最新の生息個体数調査の結果は令和2年度のものであり、そのときの推定生息個体数は4,754匹であった。その5年前と比べると倍増しているが、長期的には減少傾向にある。
- 2 ムサシトミヨを守るための施策と関係市町との連携について、ムサシトミヨの保護のため、熊谷市、熊谷市ムサシトミヨをまもる会、県などでムサシトミヨ保全推進協議会を組織し、元荒川的环境整備やムサシトミヨ保護センターにおける普及啓発事業を行っている。その中では、保護センターの見学者対応や保護増殖活動なども行っている。県の単独事業としては、ムサシトミヨ保護センターに設置した、水源となる地下水くみ上げポンプによる水源の維持、元荒川の水質、流量、水温等の調査、ムサシトミヨ保護セ

ンターやさいたま水族館等における保護増殖、ムサシトミヨ保護に関する熊谷市への技術的な助言等を行っている。熊谷市においては、単独事業として元荒川の環境整備に取り組むほか、熊谷市内の小中学校におけるムサシトミヨの保護増殖についての支援を行っている。

杉田委員

個体数の推移について伺ったが、間違っていないければ、平成１４年くらいからこの調査を始めて、３３，５１０という数字が出ており、それから約５年後に１５，０００台になり、その５年後に２２，０００匹になり、それが先ほどお答えいただいた２，３００になり、直近では多少増えたが４，７００と、多かったときの３３，０００に比較すると、極端に減っているが、この辺に関して、やはり先ほどおっしゃっていただいた施策や何かが、水質が全てというところがあると思うので、もう一度その辺の施策に関して、県から市に助言をしているというふうに説明いただいたかと思うが、実際に両方でやるということが非常に求められているのではないかと思うがいかがか。

みどり自然課長

委員の指摘のとおり、ムサシトミヨについては県と市が一緒になって取り組むべきものであり、これまでも推進協議会や地元の団体と連携して対策を行ってきた。水質や水温などの技術的な部分については、市には専門家が不足しているため、環境科学国際センターの専門家が協議会に加わり、必要に応じて現場に赴き、まもる会の方や熊谷市に助言、アドバイスを行い管理しているところである。また、水温だけでなく、水草や外来種の状況もムサシトミヨの減少要因となっているため、これらの部分についても必要な助言を行っている。

小森委員

- １ ２月に第７次エネルギー基本計画が発表された。国のエネルギー構成の目標値などが示され、２０４０年に再生エネルギーが４から５割、原子力が２割、火力が３から４割、それからまた、再生エネルギーの中の太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどについても内訳が示された。それに対応する埼玉県の２０４０年度のエネルギー構成の目標値、計画値を教えてください。
- ２ 再生エネルギーの普及拡大には蓄電池と一体化した普及拡大が不可欠であると考える。再生エネルギーを蓄電池で貯蔵できれば再生エネルギーの比重を更に高めることができる。それからまた、昨今問題になっている出力制御についても、ブレの大きい再生エネルギーからの電力供給量を平準化させて、激減させる効果が見込まれる。蓄電池で大型の業務用、小型の家庭用どちらの普及拡大も重要であると考えますが、埼玉県での蓄電池の導入量の目標や計画、足元の進捗率などがあれば教えてください。

エネルギー環境課長

- １ 国において、第７次計画の中で委員指摘のような数値が発表されたが、都道府県ごとの見通しというものは示されていない。参考までに東京電力の電力構成であるが、水力が３％、火力が７１％、原子力はゼロで再生可能エネルギーが２％などとなっている。
- ２ 電力の供給バランスについては、発電側である電力事業者や国が責任を持って取り組むものと考えている。ただ、指摘のとおり、再エネの普及に当たっては、太陽光などの再生可能エネルギーを単に拡大するだけでなく、蓄電池、あるいは電気自動車などに貯

めて利用することで安定的かつ効率的なエネルギーの供給が確保される、それから、災害時においてもエネルギーとして活用されることにつながることから、県としても、蓄電池と一体での導入を進めているところである。蓄電池の導入量については、国の第6次エネルギー計画において、家庭用、業務用、産業用の普及拡大に当たっては、コスト低減に向けて、それぞれ累計で24ギガワットアワー、これは2019年度の累計の約10倍に当たる見通しを設定した。国の最近の検討資料によると、2023年度の時点で、家庭用、業務用、産業用、再エネ併用系統用も加え、10ギガワットアワーを超える導入がされており、年々市場が拡大していることを把握しているところである。県内において家庭用、企業用、あるいは公共施設等でも導入が進んでいるが、具体的な数値は持ち合わせていない。先ほど申したとおり、県としても引き続き、導入の拡大に努めていきたいと思っている。

小森委員

私が今よく理解できていなかったかもしれないが、第6次基本計画の段階では、蓄電池の導入量の計画等があったという話だったかと思う。しかし、今回の第7次に対応する導入計画については、まだ存在しないという認識でよいのか。

エネルギー環境課長

委員指摘の件については、まだ私どもの方には数字等が示されていない。引き続き、国等と情報をよく共有し進めていきたい。

小森委員

今質問したのは、最初の1番目のエネルギー構成比についての質問ではなく、2番目の蓄電池についての話である。その2番目についてもそのような理解でよいのか。

エネルギー環境課長

お見込みのとおりである。